

**「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信
役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会の意見(案)**

平成27年6月16日

消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する意見の報告を受けた。

本報告を受けて審議を行った結果、消費者庁から意見を求められた設定案については、妥当であると認められる。消費者庁は本意見を踏まえて対応されたい。

**「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信
役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会の意見(案)**

平成27年6月16日

消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する意見の報告を受けた。

総務省は本意見を踏まえて対応されたい。